

平成29年度 第8回天童市農業委員会総会 会議録

平成29年10月13日(金) 午前10時00分 第8回天童市農業委員会総会  
を天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	堀越重助	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	16番	今野滋
6番	秋保茂男	17番	細矢幸市
7番	原田洗一郎	18番	佐藤悦雄
8番	長谷川喜久		
9番	遠藤市雄		
10番	清野貢市		

2 欠席した委員

19番 片桐久雄

3 遅刻した委員

15番 梅津節子

4 出席した事務局職員

局長	大内淳一	局長補佐	今田明
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午前9時50分 開会

議 長 (議事に先立ち、会長職務代理者のあいさつ)

議 長 去る10月6日付け天童市農業委員会告示第17号にて招集しました、平成29年度第8回天童市農業委員会総会を開会します。

---

議 長 本日の総会は片桐久雄委員が欠席です。また、梅津節子委員が若干遅れるそうです。以上欠席は1名です。定足数に達しているので会議を開会します。

議 長 日程第3号議事録署名の指名をします。7番、原田洗一郎委員、8番、長谷川喜久委員の両名にお願いします。

---

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。熊澤農地常任委員長。

熊澤委員 9月28日に第2回農地常任委員会を開催しました。内容については、26年から28年に新設農家となった11件を追跡調査しました。26年から27年の6件については、書類での審査を行い、28年の5件については現地調査を行いました。調査の結果、問題はありませんでした。また、1件の新設農家の審査を行いました。その結果、問題ないということで、許可することとなりました。

議 長 原田農業振興常任委員長。

原田委員長 去る今月の6日に第3回農業振興常任委員会を開催しました。内容につきましては、平成30年度天童市農林、漁業、施策に関する意見、案を審議しました。詳しい内容につきましては、後ほど最適化調整会議で報告します。

議 長 日程第5の事務処理報告をお願いいたします。事務局。

事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。  
(資料に基づき説明)

総会資料1～2ページの地籍調査に伴う地目変更について報告する。

総会資料3ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。

総会資料4ページの農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告する。

総会資料5ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

総会資料 6～7 ページの農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受付状況について報告する。

議 長 事務処理報告が事務局からありましたが、皆さんから何かご質問等ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 日程第 5 の議事に入ります。

承認第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による審査について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料 (8 ページ) 説明する。

議 長 担当委員は佐藤悦雄委員。

佐藤(悦)委員 事由の通り問題ありません。

議 長 地元農業委員の報告によると事由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 承認第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の審査につきましては、異議なしと認め承認いたします。

議 長 議第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料 (9 ページ) 説明する。

議 長 事務局から説明がありましたが、担当の農業委員から説明を求めます。

1 番ですが、事由の通り問題ありません。

議 長 2 番、熊澤委員。

熊澤委員 事由の通り問題ありません。

議 長 3 番、秋保茂男委員。

秋保委員 受人の●●さんが息子で、渡人の●●さんが父親であります。問題はありません。

議 長 地元農業委員によると事由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 議第 2 9 号農地法第 3 条の規定による許可については異議なしと認め、可決・決定いたします。

議 長 議第30号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今田補佐 総会資料（10～11ページ）説明する。

議 長 調査委員と担当農業委員の説明を求めます。

議 長 1番、松田康政委員。

松田委員 1番の●●さんにつきましては、住宅の隣の農用地に物置を設置するものですので、問題ありません。

議 長 2番、齋藤照一委員。

齋藤委員 事由の通り問題ありません。

議 長 3番、秋保茂男委員。

秋保委員 事由の通り問題ありません。

議 長 4番、三宅藤義委員。

三宅委員 事由の通り問題ありません。

議 長 5番、佐藤悦雄委員。

佐藤(悦)委員 事由の通り問題ありません。

議 長 地元農業委員によると事由の通り問題なしということですが、調査会の調査委員の意見を求めます。

議 長 横山愛委員。

横山委員 調査を行いましたところ、すべて問題ないと認められましたので承認お願いいたします。

議 長 各委員、調査委員のほうから問題ないということでございますが、許可することに異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 議第30号農地法第5条の規定による許可につきましては異議なしと認め、可決・決定いたします。

議 長 議第31号 平成29年度第6回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（12～14ページ）説明する。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 議第31号 平成29年度第6回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め、可決・決定いたします。

議 長 議第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（15ページ）説明する。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご異議ございませんか。

議 長 佐藤悦雄委員。

佐藤(悦)委員 4番、受人の●●さんの賃借料が1円で中間管理機構を通して契約となっておりますが、前回もこのように書かれていた経緯がありましたが、どのように解釈したらよいのでしょうか。

布施主事 受人である●●さんの件ですが、これから賃借料の変更を予定しております。今回総会にかかる件に関しましては、変更申請が間に合わなかったため、総会にて許可になりましたら適正な賃借料になるように変更申請をする予定をしております。

議 長 事務局。

事務局長 この件に関しましては、今後も指導はしてまいります、あくまでも中間管理機構につきましては物納は認めない、現金しか認めないということであります。

議 長 貸人が物納を求めたため、このようになっていると思うのですが、1円というのは妥当ではないと思います。

議 長 熊澤委員。

熊澤委員 中間管理機構が物納は認めないと明言しているので、物納は不適合とはっきり判断した方がいいと思います。

議 長 三宅委員。

三宅委員 受人の●●さん本人と先日話した際、賃借料の見直しを間違いなくするというのでしたので、問題はないと思います。

議 長 今後も事務局として適正に指導していただくよう宜しくお願いします。

議 長 今野滋委員。

今野委員 例えば、農地利用配分計画案に載せないで単独で農業委員会にかけて権利移動するというような方法もとれるということなのででしょうか。

事務局長 中間管理機構を通さず、相対の場合は物納で問題ありません。中間管理機構に限り物納はできないということです。

議 長 皆さんからご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 議第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきましてはこの通り可決・決定いたします。

---

以上をもちまして平成29年度第8回天童市農業委員会総会を終了いたします。

(終了 午前10時40分)